

京都市交通局管理規程 7-1 (京都市高速鉄道連絡運輸規程) の一部を次のように改正する。

平成17年10月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田 與三右衛門

第2条第2号中「京都交通株式会社 (以下「京都交通」という。)」を「京阪京都交通株式会社 (以下「京阪京都交通」という。)」に改める。

第29条第3号中「京都交通の場合 京都交通」を「京阪京都交通の場合 京都交通」に改める。

別表第1第2項中

「(2) 京都交通との連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京都交通		
区域	接続駅	接続停留所	区域	
各駅	京都交通と接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券 通勤定期券 通学定期券

を

「(2) 京阪京都交通との連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京阪京都交通		
区域	接続駅	接続停留所	区域	
各駅	京阪京都交通と接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券 通勤定期券 通学定期券
			均一路線	

に改める。

附 則

この改正規程は、平成17年11月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)